# 準備書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

# <u>縱覧状況</u>

・縦 覧 期 間:令和6年3月5日(火)~4月5日(金)

・意見書提出期限:令和6年4月19日(金)

# 表1.1 縦覧場所及び縦覧者数

ATT THE SET SITE OF THE SET SA		
縦覧場所		閲覧者数
	環境部環境業務課	1
	都市整備部都市計画課	0
西尾市	西尾市役所一色支所	0
	西尾市役所吉良支所	0
	西尾市役所幡豆支所	0
幸田町	環境経済部環境課	1
승 計		2

# 意見書の提出状況

準備書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は 1 通 (40 件) であり、その意見書に記載された意見の分類は、表 1.2 に示すとおりである。

表1.2 準備書についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第 1章 都市計画決定権者の名称	0
第 2章 都市計画対象事業の目的及び内容	11
第 3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	10
第 4章 計画段階配慮事項に関する内容	0
第 5章 方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	1
第 6章 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	0
第 7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法	0
第 8章 環境影響の調査、予測及び評価	18
8. 1 大気質	5
8. 2 騒音及び超低周波音	3
8. 3 振動	3
8. 4 悪臭	1
8.5 水質	0
8.6 地盤・土壌(土壌環境)	1
8.7 地下水の状況及び地下水質	0
8.8 日照阻害	1
8. 9 動物	2
8.10 植物	0
8.11 生態系	0
8.12 景観	0
8.13 人と自然との触れ合いの活動の場	0
8.14 廃棄物等	1
8.15 温室効果ガス等	1
第 9章 総合評価	0
第 10 章 事後調査計画	0
第 11 章 準備書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	0
合 計	40

# 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表  $1.3(1) \sim (17)$  に示すとおりである。

注) 意見中「\*p●」は準備書の通しページ番号を示しており、意見書の意見の概要は、提出された意見書の原文を掲載している。

表1.3(1) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	表しる(I) 準備者についての息見者の息見の概要及び 意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
	2章 都市計画対象事業の目的及び内容	HENCEL CASCING A CARAM
স্য	*1 p9 処理能力は、310→292→266 t/日と減少してき	処理能力については、準備書 2-11
1	た 「ごみ焼却施設 処理能力:266 t/日、※施設規模の見直しにより、方法書時点から処理能力を小さくした。」とありますが、方法書意見への見解1にあるように、配慮書で310t/日、方法書で292t/日、準備書で266t/日と再三減少させていること、その原因は西尾市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴うことを明記してください。	頁において、ごみ減量化の最新の状況を踏まえて見直しを行った旨を記載しています。なお、処理能力が小さくなった要因としては、計画施設の焼却想定処理量(令和12年度)の減少のほか、準備書2-11頁に記載の施設規模の算定方法が変更されたこともしとなっています。
2	*2 p12 処理量の根拠の将来人口を 突然計画処理量を出すのではなく、その主たる根拠と なる将来人口を記載すべきです。人口減少が顕著になる 2030 年以降の人口減によるごみ排出量の減少を考慮すれ ば、過大設備となる可能性が高くなります。見解3では 「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」 (国立社会保障・人口 問題研究所)の5年ごとの推計値 ではなく、2市1町それぞれの一般廃棄物処理基本計画において用いられている将来人口推計を基に設定しいます。」とあり、準備書では「2市1町それぞれの一般廃棄物処理基本計画…人口の合計は、施設供用開始年度の 令和 12 年度以降も緩やかな増加傾向が続くと予想派に 努めることとしており、計画目標年度は、計画年間処理量が最大となる令和12年度とした。」p12とあります。 ります。もっと素直に現状を見ないと過大な施設建設となります。	将来人口については、方法書に対する意見番号3(準備書5-3頁)の見解のとおり、2市1町それぞれの一般廃棄物処理基本計画において用いられている将来人口推計を基に設定しています。  処理能力についても最新の状況を踏まえて見直しを行っており、処理能力の考え方については、意見番号1の見解のとおりです。
3	*3 p15 低振動型・低炭素型建設機械の積極的使用も準備書本文に記載を配慮書への意見「工事中は「建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。」p26とありますが、意見への見解として「排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。なお、発注条件への記載については、今後検討してまいります。」p203とあり、低振動型建設機械及び低炭素型建設機械を随的使用にも触れたことは評価します。しかし、方法書への意見『方法書本文にこそ、この文には、納得できるような検討をし、準備書には記載については、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用することととし、発注条件にも記載する予定です。』とあるので、そのことを準備書本文に記載したください。準備書では「建設機械は、素型の建設機械を積極的に使用する。」p27と、ありますが、発注条件については触れていません。	工事中の建設機械については、準備書 2-25 頁に記載のとおり、可能な振動り排出ガス対策型、低騒音型、低極を型、低極を積極が上ます。 型及び低炭素型の建設機械を積極的にます。 また、これについては方法書に対する意見番号 10 (準備書 5-5 頁)の予定を計算のとおり、発注条件に記載する環ですが、準備書本文には実施する環ではが、発注条件の記載の有無までは記載しておりません。

表1.3(2) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

	- 衣Ⅰ.3(2) 卒禰者についての息兄者の息兄の做安及U I	
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
4	*4 p22 自主規制値を設けるは評価するが、水銀は不十分 方法書で「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を今後設ける計画である。」p14とあったため、どのような自主規制値とするかで、現査・予測の方法が異なり意見も出せない。と批判したところ、見解6のとおり「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を設ける。」と文章表現を正確にした。この点は評価できます。しかし、大気のばいじん(法規制0.04→0.006g/m3)、NOx(法規制250→50ppm)、塩化水素(430→30ppm)、ダるした、水銀だけが法規制30μg/m3としているのに、水銀だけが法規制30μg/m3と同じというのは、規解については、他の項目と異なり、いるのに、水銀だけが法規制30μg/m3と同じというのは、規解については、他の項目と異なり、シーでとは、水銀にかが、塩化水素の法規制の1/10以下の自主規制値と比べると見劣りがします。ごみの焼却を投充されるものではなく、からは、法規制の1/10以下の自主規制値と比べると見劣りがします。ごみの焼却を設め、といいますが、塩化水素の法規制の1/10以下の自主規制値と比べると見劣りがします。ごみの焼却を設め、上に対処すると考えられる(廃棄物焼却炉に係る塩化水素及び窒素酸化物の排出規制について昭和52年06月30日環整54号)ことと同様であり、塩化水素並みの自主規制値にしてください。	水銀の排出基準については、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
5	*5 p24 西尾市の搬入予定台数は未確定、現況値しかない 「令和2年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約 560 台…、岡崎市からのごみ収集車…は、年間約 9,430 台(約 39 台/日)、幸田町からのごみ収集車面…は、年間約 1,700 台(約 7 台/日)である。」とありますが、岡崎市、幸田町の搬入予定台数は配慮書になかったものを方法書で記したが、西尾市の搬入予定台数は記まだ、確定せず現況値だけが記載されていることを明記すべきです。また、予測 p423 では「新たに増加する岡崎市及び幸田町に往復)とした。」とありますが、現在西尾市クリーンセンタの搬入予定台数をもとに設定し、大型車 92 台/日(往復)とした。」とありますが、現在西尾市クリーンセンターへ搬入しているごみ収集車をどう扱ったのかわかりません。令和 2 年度の現況のまま変わらないのですか。どの道路にどれぐらいの交通量増加が想定されるったでの道路にどれぐらいの交通量増加が想定されるのかを示し、道路混雑度との関係が、3 点 p8 と低か乗物運搬車両が大気、騒音、振動にどの程度の割合を示すのかを検討する必要があります。	西尾市の搬入予定台数については、 令和2年度における実績で日平均 560台であり、将来も現状と同程度 であると想定しています。 また、廃棄物運搬車両の走行による 大気質、騒音、振動の影響予測にで幸 では、新たに増加する岡崎市及び大大 であるとに増加する岡崎市とに大型 車92台/日(往復)を設定し、現況の 交通量にこれを加えることで、将っています。

表1.3(3) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	まります。	都市計画決定権者の見解
6	*6 p24 雨水も処理するのか 方法書 p15 の給排水フロー図では、雨水は調整池に貯め須美川へ放流する形になっている。「雨水は、処理を行ったのち」という表現は間違いではないかとの意見に、見解7 「雨水については、調整池において貯留した後に、沈殿物を除いて須美川に放流します。生活排水と同様の処理ではないことから、準備書以降においては、生活排水と雨水を分けて記載いたします。」と姿勢を改めたことは評価します。 また『雨水も有害物質で汚染されている恐れがあるため、処理して放流するようにとの配慮書への意見に対し、「運搬時・保管時を含めて雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります」との見解であったいない。』との意見に対し、見解7は「ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が生じないよう、ごみ収集運搬車の定期的な清掃等の適切な運営・管理を行ってまいります。」とありますが、定期的な清掃はいつ、どのように行うのか、岡崎市分も含めて追記する必要があります。さらに、念のため、調整池の水質検査を行うようにしてください。	ごみ収集運搬車の定期的な清掃については、現状として、西尾市、岡崎市及び幸田町では、収集運搬作業及び後に毎日、ごみ収集運搬車の外でであり、今後も同様の方法でごみ収集運車の清掃を行っていく予定しておりません。
7	*7 p24 雨水は排水量未定でも重金属等有害物質の規制値がある 方法書への意見『配慮書への意見「一律排水基準(生活環境項目)は適用されるのか」に対する見解は「施設排水については、プラント排水と生活排水があります。このうち、プラント排水については、場内利用し公共用水域のみとなりますが、現時点では排水量は未定となっ、併せらの排水は生活排水のみとなりますが、現時点では排水量は未定となっ、併せらの指水は生活排水のみとなりますが、現時点では排水量は未定となっ、併せらの指水は生活排水のみ」という判断は間違っていたる、から質汚濁防止法第2条の「この法律において「排出水」とは、特定施設…から公共用水域に排出される水をいう。」にずれにしても、「現時点では排水量はきれます。いである。」に対する水には雨水も含まれます。ではないます。排出される水には雨水も含まれます。ではない。調査項目、調記した上で、大気、悪臭、騒音、ではない。調査項目、調記した上で、大気、悪臭、騒音を見が進発を見が進発を表がままた、排水としてプラント排水、生活排水及び雨水がしています。がある。」に対する見解36は『その後の検討結果がある。」に対する見解36は『その後の検討結果がでまるまた、排水としてプラント排水、生活排水及び雨水がしてがある。」に対する見解36は『その後の検討結果がでまる。また、排水としてプラント排水、生活排水及び雨水がありませない。また、非水のうち、プラント排水は生活がありません。」でした。しかし雨水についての記載が抜けています。構内調整であると、非水量がといる恐れがあり、調整池での定期的な調査が必要であるし、排水量がとればになる属等有害物質は法規制値があり、自主規制値を設定するです。	雨水については、ごみ収集運搬車の 汚れによる場内汚染が生じないよう、 ごみ収集運搬車の定期的な清掃等の 適切な運営・管理を行ってまいりま す。このため自主規制値の設定は行っ ておりません。また、調整池の水質検 査は予定しておりません。

表1.3(4) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8	*8 p25 関係車両の主要走行経路はわかりやすくなった「配慮書 p17 では両端の矢印があったが、方法書 p17 では、図 2.2.4 関係車両の主要走行経路で、凡例の主要走行経路の大印がなくなり、他の道路と区別がつかない。これでは収集運搬車両の調査、予測をどこにすればいかの意見が出せない。」との意見に対し、見解 5 「ご意見路路」との意見に対し、見解 5 「ご意見路路」との意見に対し、見解 5 「ご意見路路」との意見に対し、見解 5 「ご意見路」との声に表現しては、関係車両の主要走行経路しては、関係車両の主要走行経路によりにであります。」として、配慮といては、最新の事業計画を踏まえ、方法書において主要走行経路に追加したものであり、調査・予測地点について、配慮といる。 ままた など ままま ないままま まままま ないままま ままままままままままままままま	ご意見いただきありがとうございます。
9	*9 p26 工事中に解体する現施設の一部とは何か、駐車場はまだ検討中なのか 工事日程で「現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設(管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場)の解体を行う。」と配慮書、方法書、準備書本文で同じ表現が続いていますが、今回、見解9で「現施設のうち、管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場については、計画施設の建設に伴い解体を行います。」とある。解体工事があればそれは準備書でアセス対象となります。 また、「駐車場の具体的な位置については、現在検討中です。」ということでは準備書として未完成です。	現施設のうち新施設の建設前に 解体を行うのは、準備書 2-24 頁及 び方法書に対する意見番号 9 (準備書 5-5 頁) の見解のとおり、管理棟、 リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車 場であり、準備書ではこれらの解体 を踏まえた工事中の予測を行っています。駐車場の具体的な位置については、引き続き検討しております。
10	*10 p27 公害対策型の建設機械は積極的に使用し、発注条件にも記載を。排出ガス対策型は3次対策型の最新機種使用を工事中の環境配慮事項として「・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用する。」とありますが、見解10にあるように、「発注条件にも記載する予定です」を追記してください。 また、排出ガス対策型は、1次対策型は2003年12月指定終了、2次対策型は2010年9月指定終了、その後は3次対策型(みなし機械を含む)に移行し、2023年12月現在で、バックホーは87機種(小型バックホーは217機種)、バイブロハンマーは20機種などが指定されています。これらの最新型機種を積極的に使用することを記載してください。	発注条件に関する記載については、意見番号3の見解のとおりです。 また、工事中の建設機械については、準備書2-25頁に記載のとおり、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用しますが、排出ガス対策型は最新型機種を積極的に使用することを施工業者に求めることとします。
11	*11 p29 余熱利用の現状継続ぐらいは明記を 供用時の環境配慮事項として「・余熱利用は場内で電力 や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や 余剰電力の売電、蒸気の供給を検討する。」p29 とあります が、「検討する」ということではなく、既存の西尾市クリー ンセンターは西隣のホワイトウエブ 21 (ゴミ焼却場の余熱 を利用した総合型レジャー施設、一般利用料金:プール 520 円、浴室 410 円) に余熱を提供していること、その継続を 基本として考えていくことぐらいは明記してください。	ご意見を踏まえ、評価書では、隣接するホワイトウェイブ 21 への蒸気及び電力の供給について明記します。

# 表1.3(5) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

. ⊓	表1.3(5) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解		
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解	
第	第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況		
12	*12 p50~水質・地下水調査結果は最新年度に変更された方法書では、水質・地下水調査結果は 2020 年度の出典となっていたが、大気と同様に 2021 年度にするようにの意見に従い、見解 11「方法書の作成にあたっては、作成時に公表されている最新の文献を使用しております。準備書の作成においても、項目ごとに最新の文献を使用しました。」とあり、本文もそのようしてあるので了解する。なお、愛知県は大気と水質の調査結果は同日で公表しており、「方法書の作成にあたっては、作成時に公表されている最新の文献を使用しております。」は水質について虚偽の見解となります。	水質・地下水調査結果について、 方法書作成時には調査結果の概要 のみ公表されている状況であり、文 献調査で使用する詳細版について は未公表であったため、2020年度の 資料を使用しておりました。準備書 においては、ご意見いただいたと り、最新の文献を使用しました。	
13	*13 p64 動物の確認文献で最新資料を追加した。 動物の確認文献も、2022 年 6 月 2 日の愛知県環境影響評 価審査会の橋本委員の発言を真摯に受け止め、最新資料「全 国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016- 2021 年」を追加し、「全国鳥類越冬分布調査報告 2016- 2022 年」まで探し出したことは評価します。	ご意見いただきありがとうござ います。	
14	*14 p86 植物の重要種が配慮書より減少した理由を本文に記載すべき 『方法書では「植物の重要種は… 49 科 132 種である。」 p83 とありますが、配慮書では「植物の重要種は…49 科 133 種である。」p76 と異なり 1 種減少しています。オモダカ科のオモダケが減少している。その理由は何かを明記すべきである。』と方法書への意見に対し、見解 14「植物の重要種リストを再度精査した結果、重要種でない種が含まれていたため、減少しました。準備書の作成時においても、最新の文献を使用し精査しました。」とあり、理解はできましたが、公式書類の配慮書から方法書で植物の重要種が減った理由なので、準備書本文で記載してください	配慮書から方法書において、重要種の種数が減少した理由についまては、準備書 5-6 頁に記載しています。なお、第 3 章の都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況については、各図書作成時の最新の文献を使用しているため、配慮書からの変更点は多岐にわたります。	
15	*15 p135 要請限度は正確になった 方法書への意見:自動車騒音に係る要請限度で『配慮書への意見「共通15 要請限度は正確に、環境基準あてはめは重複」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。」p208 とあり、かりやすくなったことは評価する。ただし、要請限度が騒音規制法第17条に基づくことを明記すべきである。また、「措置を執るべきことを要請するものとする。」を「措置を執るべきことを要請する際の限度」では、市長の責務をいまいにする表現であり、再度修正すべきである。』に対する見解33は『ご意見を踏まえ、騒音の要請限度の表現(準備書3-105頁)を修正しました。』であり、やっと正確になったので了解する。	ご意見いただきありがとうござ います。	
16	*16 p147 地下水の水量測定器設置義務は結局なくなった 方法書への意見: 地盤地下水で『*p210 配慮書への意見 「共通 20 水量測定器設置義務はあるのか」に対する見解 は「地下水の利用の有無についは、今年度策定する「廃棄 物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいり ます。」p210 とあるが設置するなら揚水機の吐出口の断面 積が 19cm2 を超えるかを記載し、水量測定器設置義務があ るかどうかを判断できるまでは、環境影響評価手続きを中 断すべきである。』に対する見解 38 は『その後の検討の結 果、地下水は利用しない計画としております。』と地下水の 水量測定器設置義務は結局なくなったので、了解します。	ご意見いただきありがとうござ います。	

表1.3(6) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
	*17 p154、155 土砂災害警戒区域が近傍にあることを	方法書に対する意見番号 15 (準備
	明確に	書 5-7 頁) についての見解に記載した
	方法書への意見『土砂災害警戒区域等における土砂災	「詳細」とは、対象事業実施区域及び
	害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区	その周辺における土地災害警戒区域
	域等が、対象事業実区 ************************************	及び土砂災害特別警戒区域の指定状
	域周辺で「該当あり」と	況と認識しており、準備書 3-124、3-
	なっているので、その	125 頁に記載しているとおりです。
	詳神を記取りへさじめ	
	る。愛知県の土砂災害	
	情報マップでは、予定	
	地南西に土石流の恐れのある岸地を通過して	
	のある崖地を通過して	
17	100~200    に上が火告音成区域 (忠関帝地の崩壊) が指定   されている。』に対する見解 15 は『ご意見も踏まえ、準備	
	書においては、対象事業実施区域周辺の土砂災害警戒区	
	域及び土砂災害特別警戒区域の詳細を準備書 3-124、125	
	頁に記載しました。』とありますが、準備書本文では「(1)	
	対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域及び土砂災害	
	特別警戒区域の指定はない。(2)対象事業実施区域の一部	
	が砂防指定地に指定されている。(3)対象事業実施区域に	
	は、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。(4)対象事業実	
	施区域の最大浸水深は 1.0~10.0m未満となっている。」	
	と、対象事業実施区域が区域指定はないという断言だけ	
	で、せいぜい(2)砂防指定地に指定,(4)浸水想定区域に指	
	定というだけです。見解 15 のように「詳細に…記載しま	
	した」というのは虚偽見解に近いものです。	

\*18 p157 河川氾濫による浸水に対する安全性を検討 すべき、への対応が不十分

意見書の意見の概要

構想段階評価書 の案への意見『配 慮書への意見「河 川氾濫による浸水 に対する安全性を 検討すべきに対し て、見解 14「平成 元年度以降の記録

番号

18



では、対象事業実施想定区域において洪水による浸水の 実績はありません。また、河川氾濫に対する対応策につい ては、今年度の「廃棄物処理施設整備基本計画」において、 検討を行ってまいります。」とあるが、配慮書 p7~8 では 「河川氾濫による浸水に対する安全性は最低の 1 点」で 「0.5m以上の被害が想定される。」となっているため、ま ずその事実を正確に示すべきであり、そのため、第 3 章 都市施設の区域及びその周囲の概況に、洪水ハザードマ ップを追記すべきである。また「平成元年度以降の記録で は…洪水による浸水の実績はありません。」というが、最 近の気候変動は予想を大きく上回り、いつ、この洪水ハザ ードマップが実現するか不安である。河川氾濫に対する 対応策を…具体的に記載できるようになるまでは都市計 画手続きを中断すべきである。』とあり、準備書では洪水 ハザードマップ p157 を追加した程度です。

しかも「対象事業実施区域の最大浸水深は 1.0~10.0 m未満となっている。」と配慮書の最大水深「0.5m以上」 は「1.0~10.0m未満」と明確にしています。過去 10 年間 の浸水の実績、また、最近の線状降水帯の時、須美川の状 況はどうだったかを記載してください。2022年9月「23 日の夕方に線状降水帯が発生し、1時間あまり継続、3時 間降水量が約160ミリに達する雨を観測した。また、同 日の夜遅く及び24日明け方にも線状降水帯が発生し、い ずれも約 20 分継続、3時間降水量がそれぞれ約 200 ミ リ、約180ミリに達する雨を観測した。」(令和4年度 線 状降水帯(速報)気象庁)と、9月23日からの2日間で 540mm(3時間降水量が160mm、200mm、180mm)の降雨があ ったと報道されています。中部国際空港増設環境影響評 価準備書の降雨予測条件の 3mm/h の 180 倍、72mm/日の 7.5倍の降雨があったのです。こうした事実を基に、必要 な予測を行ってください。

お示ししている洪水ハザードマッ プは、愛知県が令和元年9月30日に 公表している「矢作川流域の48時間 総雨量 683 mm、広田川流域の 24 時間 総雨量 770 mm」を降雨条件として作 成されたものであり、近年頻発して いる豪雨に対応したものであると認 識しております。

都市計画決定権者の見解

なお、「廃棄物処理施設整備基本計 画」(令和5年9月 西尾市)におい て、施設整備方針を「防災機能を備 え、災害時にも処理が可能な施設」 としており、プラットホームや電気 室・中央制御室・非常用発電機・タ ービン発電機は2階以上に設置す る、灰ピットは鉄筋コンクリート構 造で開口部は浸水水位以上とする等 の浸水対策を講じることとしていま

表1.3(8) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
ш.,	*19 p162 あいち球温暖化防止戦略 2030 (改定版) (案)	ご意見いただきありがとうござい
	の内容で見直しを	ます。
	方法書への意見「「あいち地球温暖化防止戦略 2030」	5.7 %
	(平成30年2月)では、目指すべき低炭素社会を実現す	
	るために、2030年度における県内からの温室効果ガス削	
	減量を 2013 年度比で 26%削減という目標をかかげてい	
	る。」とあるが、2020 年 10 月に国が「…温室効果ガスの	
	削減目標を引き上げるなど、…愛知県は、こうした状況に	
	対応するため、「あいち地球温暖化防止戦略 2030(改定	
	版)」(案)の取りまとめ、県民意見提出制度(パブリック・	
	コメント制度) に基づき、2022 年 11 月 12 日から 1 カ月	
19	間、県民からの意見を募集している。この改定版(案)は、	
	温室効果ガスの県内排出量を 2030 年に 2013 年比 46%減	
	にするというものである。この動きと内容を方法書でも	
	明記し、地球温暖化対策をさらに強化する方向で今回の	
	計画を見直すべきである。』に対する見解 16 は『方法書	
	の作成にあたっては、作成時に 公表されている最新の内	
	容を記載して おります。準備書の作成においても、公表	
	されている最新の文献を踏まえて記載内容を検討しまし	
	た。』とあり、あいち地球温暖化防止戦略 2030 (改定版)	
	をはじめ、西尾市、岡崎市、幸田町の地球温暖化対策実行	
	計画 p163~166 もそれぞれ最新の文献を踏まえており了	
	解します。	
	*20 p169 岡崎市の廃棄物の状況は、今回計画施設での量を	ご意見を踏まえ、評価書では岡崎市
	重を   方法書への意見『岡崎市の廃棄物の状況は、岡崎市一括	八帖クリーンセンター及び岡崎市中 央クリーンセンターにおける平成 29
	万伝青への息兒』岡崎市の廃棄物の状況は、岡崎市一名   の焼却処理量 114,401 t/年だけではなく、今回の計画に	矢グリーンセンターにおける平成 29   ~令和 2 年度の焼却処理量の推移に
	の焼却処理量 114,401 七/年だりではなく、写画の計画に   加える岡崎市八帖クリーンセンターでの焼却処理分を明	~〒和2年度の焼却処理量の推移に   ついて記載します。
	加える岡崎市八幅クリーンピンター この焼却処理力を切   記すべきである。』に対する見解 18 は『ご意見を踏まえ、	フィ・ヘ 山戦 レ み り 。
	準備書では岡崎市八帖クリーンセンターでの焼却処理分	
20	について準備書 3-139 頁に記載しました。』とあり、表	
	の注に、各施設の焼却処理量: 岡崎市八帖クリーンセンタ	
	-29,924t、岡崎市中央クリーンセンター95,404t と記載	
	された。しかし、平成 29~令和 2 年度の焼却処理量の推	
	移は不明なので、記載し、岡崎市分は 112, 222 (内八帖ク	
	リーンセンター29,924) などと、区別できるようにするこ	
	とが望ましい。	

### 表1.3(9) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

## 意見書の意見の概要

番号

21

# \*21 p172 ダイオキシン類濃度が施設南側で高い原因を 方法書への意見、現施設の維持管理状況で『配慮書への意 見「西尾市クリーンセンターの南東でのダイオキシン類濃度 が最大なので注意を」に対する見解は「ご指摘を踏まえ、方 法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載に ついて検討いたします。」p207 とあるが、環境濃度は北西の 卓越風の影響を受け、令和元年度は西尾市クリーンセンター 内よりも、南東側 1km 弱の瀬戸公民館のダイオキシン類の環 境濃度が 0.072pg-TEQ/m3 という指摘には答えていない。施 設の維持管理に問題がなかったかを検証すべきである。』に 対する見解 31 は『 西尾市クリーンセンターの維持管理の状 況については、方法書 166 頁に記載し、すべての項目で規

制値を下回っている旨を記載しています。また、ダイオキシン類濃度は規制値に対して十分小さい値であり、施設の維持管理に問題ないものと考えます。』とありますが、これは令和 4 年度のことであり、配慮書での指摘は令和元年度です。ちなみに記載のない令和 2 年度の施設維持管理状況 (ダイオキシン類濃度)は 1 号炉 0.026、2 号炉 0.0036、3 号炉 0.041ng-TEQ/m3 と大きな値があり、瀬戸公民館では 0.037pg-TEQ/m3

(西尾市環境白書(令和 2 年度の状況) p6) と高い値となっています。施設維持管理状況(ダイオキシン類濃度)と、瀬戸公民館の環境濃度を、2015(平成 27)年度からの経年変化を 2022(令和 4)年度で一覧表にして検討してください。

### 都市計画決定権者の見解

気象条件等により変動はありますが、いずれの値も規制値を下回っていることから、問題ないと考えております。

なお、西尾市クリーンセンターの維持管理状況(ダイオキシン類)及び瀬戸公民館における2015年度から2022年度からの経年変化は下図に示すとおりです。



出典:「平成 27 年度 (2015 年度) ~令和 4 年度 (2022 年度) 西尾市クリーンセンターの維持管 理の状況に関する記録」(西尾市)



出典:「平成28年度~令和5年度環境報告書」 (西尾市 平成29年~令和6年)

### 第5章 方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

\*22 p243 振動評価の手法は振動の感覚閾値

方法書への意見『…施設稼働の評価は「基準等と整合が図 られているかどうか」として、規制基準及び「振動の感覚閾 値」p243 が記載してあるが、建設機械の稼働 p242 では規制 基準だけであり、道路交通振動 p245 では道路交通振動の要 請限度だけである。同じ振動の評価なので、施設稼働で用い る「振動の感覚閾値」を全て用いるべきである。』に対する見 解 54 は『規制基準が定められている建設機械の稼働の予測 結果については規制基準との比較を行いました。規制基準の 定めのない道路交通振動の予測結果については要請限度及 び振動の感覚閾値との比較を行い、準備書 8-3-14、37 頁に 記載しました。』とあります。しかし、この説明は、同じ振動 を評価するのに、施設稼働だけ、規制基準で評価するのは常 識に反します。 現に、環境影響の回避・低減に係る評価:機械 等の<u>稼働に伴う振動レベル</u>は、振動の大きい設備機器は防振 ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置することなど により、振動感覚閾値以下の値となり」p527と評価していま

「振動感覚閾値」については、基準値等として明確に示されている値ではないことから、規制基準が定められているものについては、規制基準との比較を行っています。

#### 番号 意見書の意見の概要 都市計画決定権者の見解

第8章 環境影響の調査、予測及び評価

### 8.1 大気質

\*23 p366、p395 プルーム中心軸の補正を行ったが供用 時のばい煙だけ

方法書への意見『南側山地のため、ばい煙の排出だけ、 プルーム中心軸の補正を行なったが、資材等の搬入及び 搬出、廃棄物等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等は、単 純に「プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーシ ョンによる年平均値、1時間値の予測」とあるだけだが、 なぜ同じ大気予測なのに予測方法が異なるのか。』に対す る見解50は『煙突排ガスとは排出源高さや影響範囲が異 なり、対象事業実施区域南側の地形による影響は受けな いと考えられることから、CRSTER モデル等によるプルー ム中心軸の捕正による地形を考慮した予測は行っており ません。』ですが、排出源が低いほど、地形の影響は大き くでるのではありませんか。例えば、資料 2-11 では、「評 価点の標高が煙源位置の地形標高より高い場合は、それ ら標高の差分だけプルーム中心軸の高さを減少させる。」 p432 とあり、CRSTER モデルの有効煙突高 He=HeO-Rn と なり、建設機械の場合 HeO=5(m) p382 であり、プルーム 中心軸の捕正量は 0~-20(m)となり p425、補正後の標高 Rn は-5~-15(m)のため、「HeO-Rn<10の場合、He=10」を 適用すればいいのではないですか。

工事の実施に伴う資材等の搬入 及び搬出、建設機械の稼働等、施設 の供用に伴う廃棄物等の搬入及び 搬出については、煙突排ガスとは 排出源高さや影響範囲が異なり、 排出源位置近傍で影響が大きくな っています。このため、CRSTER モ デル等によるプルーム中心軸の補 正による地形を考慮した予測は行 っておりません。

### \*24 p397 プルーム中心軸の補正を行った

方法書への意見『0 配慮書への意見「共通 21 大気質 の予測手法プルーム・パフ式では、地形変化に対応できな い」に対する見解は「3次元流体モデル等の詳細な予測の 手法については、対象地域が通常より拡散しにくい地形 を有する場合で、かつ、環境影響の程度が著しいものとな るおそれがある場合に用いられます。 …7 大気質の予測 において実績のある手法である、プルーム・パフ式を用い て、予測・評価を行っています。」p210 とあるが、… NO x、SPM の予測について、<施設の供用>ばい煙の排出の 予測の基本的な手法だけが、「プルーム式等を用いた拡散 シミュレーションによる予測…なお、対象事業実施区域 南側に山地が存在することから、「ごみ焼却施設環境アセ スメントマニュアル (昭和61年 厚生省)」を参考とした CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正による地形 を考慮した予測を行う。」p231 とあるが、こうした変化を 見解でも正確に記載すべきである。』に対する見解 39 は 『 …準備書において 8-1- 72~81 頁に記載のとおり地 形の影響を考慮した予測を行いました。』でした。

CRSTER モデル等によるプルーム 中心軸の補正による地形影響を考 慮する方法については、「ごみ焼却 施設環境アセスメントマニュア ル」(昭和61年 (社)全国都市清 掃会議) に示されるものであり、適 切な予測方法であると考えており ます。また、今回、CRSTER モデル 等によるプルーム中心軸の補正に よる予測を行った項目について は、通常のプルーム・パフ式による 予測は行っておりません。

通常の平坦地に適用する、プルーム・パフ式では実施区 域南側に丘稜が存在することから、CRSTER モデル等によ るプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行 ったことは評価できる。ただし、この手法が正しそうだと いう検証が全くされていないことは課題として残りま

また、瀬戸公民館での寄与濃度を、通常のプルーム・パ フ式と、CRSTER モデル等によるプルーム中心軸の補正を 行った場合でどう変化するかを示してください。

24

表1.3(11) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
25	*25 p397 大気予測(1時間値)は補正は行ったのか 1時間値については、・大気安定度不安定時・上層逆転時・接地逆転層崩壊時・ダウンウォッシュ時・ダウンドラフト時の気象条件を対象に予測してますが、このうち「大気安定度不安定時については、対象事業実施区域南側に丘稜が存在することから、地形を考慮したプルーム中心軸の補正を行った。」とありますが、ダウンウォッシュ時とダウンドラフト時の「拡散計算式は、「i、大気安定度不安定時」と同様とした。」p401、p402とプルーム中心軸の補正を行っていますが、上層逆転時・接地逆転層崩壊時では補正を行わなかった理由を記載してください。	CRSTER モデル等によるプルマスを 中、生産の 中、生産の 中、生産の 中、生産の 中、生産の では、特殊な値で では、特殊な値で では、もの ではの のもの ではの のもの ではの のもの ではの のもの ではの のもの ではの のもの ではの のもの ではの のもの ではの のもの ではの のもの ではの のもの では では では では では では では のもの では では では では では では でも でも でも でも のも のも のも のも のも のも のも のも のも の
26	*26 p422 大気の搬出入調査・予測地点は計画地に直結する道路追加を 方法書への意見『大気の搬出入調査・予測の4地点は、①、③、④県道宮迫今川線、②主要地方道瀬門143 号線、つているが p233、計画地に直結する市道瀬門143 号線では、市道瀬門50号線を追加する必要がある。特に、市立工学外で143号線の西端は。余熱を提供しているホワイトウエ屋外で143号線の西端は。余熱を提供しているホワイトウの屋場で12プールを主とした総合型レジャー施設)の屋場で12プールでおり、その沿線の大気環境悪化は見過が変素で12プールでおり、新しくものが東端は関からの収集にする地とのよったが、新しくがである。一個では、資材等運搬車両等及び集中しました。からある。一個では、資材等運搬車両等及び集中しました。なお、ご指摘いただいた追加地点については、資材等運搬車両等をである。一個では、121については不特定の利用者が開発をは、121については不特定の利用者が発展をは、121については不特定の利用者が発展をは、121については不特定の利用者が発展をは、121については不特定の利用者が発展があるにあることが、121については不特定の利用者が発展がであることが、121については不特定の利用者が発展がであることが、また、関系市は地点で開題ないます。12であり、対象道路を追加したとはなっていない。	道路沿道の大気質の調査・予測地点について、準備書 7-34 頁に乗物すると、準備書 7-34 頁に乗物では、準備書 7-34 頁で廃棄物では、準備書 7-34 頁で廃棄を発生を発生を発展を発展を発展を発展を発展を発展を発展を発展を発展を発展を発展した。 対象をは、おり、対象をは、がは、対象をでは、対象をできるが、できるが、は、できるが、は、できるが、は、できるが、は、できないができる。 は、できるが、は、できるが、は、できるが、は、できるが、は、できるが、は、できるが、は、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが

### 表 1.3(12) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

#### 番号 意見書の意見の概要 都市計画決定権者の見解 **\*** 27 p423 廃棄物運搬車両による大気予測は増加台数 大気質、騒音、振動については現況 だけ 表 8.15.15 活動量の推計 の調査結果を基に、増加する車両台数 準備書 p740 車種 延台数<sup>注1)</sup> 走行距離<sup>注2)</sup> 廃棄物運搬車両 の影響分を加えることで将来の予測 (km/台) (km/L) を行っています。このため、現在搬入 による大気予測は (km/台) (km/L) 「新たに増加する している西尾市の大型車、小型車の影 大型車 (km/台) 岡崎市 響については、現況の調査結果に含ま 岡崎市及び幸田町 小型車 からの搬入予定台 れているものと考えております。 大型車 (台/年) (km/台) (km/L) 数をもとに設定し、 なお、温室効果ガスの予測について 大型車 92 台/日(往 は、現況の値を基に増加分の影響を加 味する大気質等とは予測方法が異な 復)とした。」とあるが、現在搬入している西尾市の大型 車、小型車を加えて、廃棄物運搬車両からの大気汚染を予 り、将来の車両台数に温室効果ガス排 27 測すべきです。 出係数を乗じて算出しております。 現に、地球温暖化では、廃棄物運搬車両等の走行として 「西尾市大型車 32,803、小型車139,355、岡崎市大型車 9,430、幸田町大型車 1,700、台/年」p740と、合計して 予測しています。ただし、西尾市は実績等をもとに推計、 岡崎市及び幸田町の車両台数(延台数)は、搬入予定台数 と、水準の異なる数値ではありますが。 なお、騒音、振動の廃棄物運搬車両等の予測は「新たに 増加する岡崎市及び幸田町からの搬入予定台数をもとに 設定し、大型車 92 台/日(往復)とした。」, p475, p522 と あるのも増加する車両だけではなく、廃棄物運搬車両全 体からの予測をすべきです。 8.2 騒音及び超低周波音 \*28 p443 道路交通騒音の調査は、舗装種類と縦断勾配 現地調査を行った地点はいずれも 平坦な道路であり、十分長い上り勾配 方法書への意見『道路交通騒音の…予測の基本的な手 の道路ではありません。ご意見を踏ま 法…ASJ RTN-Model 2018 (日本音響学会式) …とあるた え、評価書ではその旨を記載すること め、舗装種類と縦断勾配も現地調査に追加すべきである。 とします。 「十分長い上り勾配の道路を走行する大型車類にのみ適 28 用」する縦断勾配も調査が必要である。』に対する見解53 は『道路交通騒音の調査においては、舗装種類や道路の勾 配の状況についても適切に把握しました。調査対象道路 の状況は 準備書 8-2-9 頁に記載しました。』ですが、舗 装種類だけはありますが、道路の勾配については記載し てありません。

表1.3(13) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

#### 番号 意見書の意見の概要 都市計画決定権者の見解 \* 29 建設機械の騒音予測は敷地境界に近い場合 建設機械の騒音の予測については、 p458 意見のとおり回折効果は周波数に を 方法書への意見『「…騒音・振動の場合は、距離減衰に より異なり、お示しいただいた計算式 より遠くの発生源はほとんど関係なく、大きな発生源が のうち、λ (ラムダ) は波長であるた 敷地境界に近い場合に規制基準さえ超えることが多い。 め 500Hz の場合のλは 0.68 (m) とな このため、工事工程(解体、土木・建築、プラント設備、 ります。このためフレネル数Nは1以 外構) ごとに、…それぞれについて最悪ケースの予測をす 上となり、回折減衰量 R の計算式は べきである。』に対する見解51は『建設機械の稼働に伴 「101og10N+13」が適用され、この時の う騒音の予測につ 回折減衰量は約 19 デシベルとなりま 凡 例 図 8.2.9 建設機械の配置図 いては、ご意見も す。このように各周波数ごとに減衰量 対象事業実施区城 踏まえ、影響の大 を求めて合成して予測を行った結果、 仮囲い (3 m)バックホウ きくなる時期を考 敷地境界の騒音レベルの最大値は 76 6 杭打機 3台/日 慮の上、適切に予 デシベルになるものと予測していま 発電機 3台/日 クローラクレーン 測・評価 を実施し ラフタークレーン 2台/日 ました。建設機械 の稼働に伴う 騒音の予測結果は、準備書 8-2-23 頁に記 載しました。』とありますが最大レベル地点で 76dB は本 当ですか。 29 建設機械の配置図が正しいとして、最大パワー117dBの クローラクレーン 1 台だけでも試算すると、北側敷地へ 20m、仮囲い(高さ3m)を敷地内側 0.5m、予測位置の高 さが 1.2m とすると、建設機械は地上 1.5m p455 で、回折 効果は周波数により異なるが、地上1.2mでもせいぜい6dB です。 $R = \begin{cases} 10 & \log_{10} N + 13 \\ 5 \pm 8 & |N|^{0.03} \end{cases}$ 行数美 $L = 117 - 8 - 20\log 20 - 6 = 77$ (log20=log10+log2=1.3)とな り、クローラクレーン 1 台だけで 77dB となって、予測値 の最大の 76dB を超えてしまいます。環境影響評価審査会 で十分検討してください。 \*30 p459 騒音レベル最大値を 90%レンジ上端値には 施設の稼働の騒音の予測について どのようにしたのか は、プラントメーカーへのヒアリング 結果をもとにしており、機器ごとにメ 予測事項として「施設からの騒音(騒音レベルの 90% レンジ上端値(LA5))」p459とありますが、予測方法は「各 ーカーヒアリングの中で最大となる 30 騒音レベルを設定し、その予測結果を 仮想点音源から到達する騒音レベルを次式により合成 し、予測値を算出した。」p463と、最大値までしか示して |90%レンジ上端値の値として規制基 いない。最大値を90%レンジ上端値にするにはどのように 準との比較を行っています。 したのですか。

# 表1.3(14) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

	表1.3(14) 準備書についての怠見書の怠見の概要及で	
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
	8.3 振動	
31		方法書に対する意見番号 34 (準備書5-14頁) の見解については、準備書で既に示した内容であることから、そのままの記載とします。
32	*32 p510 振動レベル最大値を 80%レンジ上端値には どのようにしたのか 予測事項として「施設からの振動 (振動レベルの 80% レンジ上端値(L10)」p508とありますが、予測方法は「各 振動源別の振動レベルの合成 」p510と、最大値までしか 示していません。最大値を 80%レンジ上端値にするにはど のようにしたのですか。	施設の稼働の騒音の予測と同様に プラントメーカーへのヒアリング結 果をもとにしており、機器ごとにメー カーヒアリングの中で最大となる振 動レベルを設定し、その予測結果を 80%レンジ上端値の値として規制基 準との比較を行っています。
33	*33 p525 床板を厚くするのは予測条件にすべき機械等の稼働の環境保全措置として「振動を発生する設備機器類の床は、床板を厚くするなど、構造強度を確保する。」p525 がありますが、既に予測に反映されている環境保全措置「振動の大きい設備機器は、防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置する。」と同様であり、本来は予測条件にして予測結果に反映すべきものです。少なくとも、床板を厚くする設備機器は何を考えているの示してください。	施設の稼働による振動の影響について、防振ゴムの設置や防振架台又は独立基礎による設備機器の発生源対策については予測に見込んだ内容としております。床板を厚くして構造強度を確保することによる振動の伝搬対策についての具体的な内容は、今後の施設の詳細設計において検討してまいります。
	8.4 悪臭	
34	*34 p530 施設稼働の悪臭調査は風下側を追加した 方法書への意見『…施設稼働の悪臭現地調査は「・特定 悪臭物質、臭気指数:…調査地点図 p247 では、周辺の住 居を代表する 2 地点が北西〜北にしかない。…風下側の 東南、南部にも集落は存在するので、大気と同様に風下側 も調査すべきである。』に対する見解 56 は『ご意見を踏 まえ、悪臭の調査地点は、対象事業実施区域の東側及び南 側の地点も追加しました。』とあり、了解します。	ご意見いただきありがとうございます。

#### 

### 8.6 地盤・土壌(土壌環境)

\*35 p552 土壌環境の調査地点1地点では不十分、ピットの大きさは

方法書への意見『土壌環境の調査地点1地点では不十分。深さもごみピットまで』に対する見解47は『土壌環境の調査地点は、ごみピットが想定される1地点とし表土の調査を行いました。ごみピット深さについては、地下水の水質調査(地下水環境基準項目及びダイオキシン類)により状況を把握しました。』とありますが、地下水質の調査結果は「地下水環境基準項目、ダイオキシン類とも、すべての項目において環境基準値に適合していた。」p565かもしれませんが、土壌環境基準の溶出量は把握できても、含有量基準との関係は出てこないはずです。

また、現地調査では「地下水位は、地盤面から  $2.96\,\mathrm{m}\sim4.87\,\mathrm{m}$ であった」 $\mathrm{p}564$  なので、地表からその深さまでは結果がわかりません。せいぜい騒音予測の設備機器の配置  $\mathrm{p}465$  等、予測結果  $\mathrm{p}470$  等から、約  $20\,\mathrm{m}\times15\,\mathrm{m}$  程度がわかるだけですが、肝心の深さはわかりません。そもそも、ごみピットが何  $\mathrm{m}2$  あり、深さは何  $\mathrm{m}$ 、容積は何  $\mathrm{m}3$  かさえなく(立面図  $\mathrm{p}21$ )、地表土壌の1 地点で、結果を出すのは無理があります。2 階からごみピットに投入するため、それほど深く掘削しないという気持ちなのですか。

さらに、土壌環境の調査結果において「自主的に実施した土壌汚染等調査では、1区画でカドミウム及びその化合物の溶出量基準超過が確認されている」p556 という状況では、「工事着手前に土壌汚染対策法及び県条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応する。」ということではなく、環境影響評価制度の中で広範な土壌調査をしていくべきではないですか。

対象事業実施区域内の土壌調査に対象事業実施区域内の土壌活力の土壌活力の土壌活力に対しては、土壌の対象をは、土壌の対象を対象をは、10mメンロ 189 区画数としてはります。と変の表別では、大内の担当を実施では、大力のと考えておりまり、では、10mのと考えておりまります。

なお、ごみピットの容量も今後の詳細設計で検討していることが、対象事業に出るでは数メートル下に岩盤がでは数メートル下に岩盤が深ったとから、これを深していることから、これを設置がないがあることを検討しております。

### 8.8 日照阻害

\*36 p580 日照の評価は法規制を上回るべき

方法書への意見『…日照の評価の手法が…「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制 p258 としているが、これは最低限の値であり、これを守れなければ建築できない基準値である。』に対する見解 59 は『日照については、整合を図るべき国の基準等がないことから、参考値として建築基準法及び愛知県建築基準条例に基づく日影規制を用いました。』とありますが、地上 4m での基準を、地表面での基準にするというように、環境影響評価としての独自の目標を定めるべきです。特に、須美川北側の畑地にも、1時間以上の日影が生じるためp578 耕作者への説明、了解、何らかの補償が必要です。

日照阻害については、予測高さを平均地盤面+4mとして、日影の影響が最も大きくなる冬至日における8時~16時についての影響を予測しております。

予測の結果、日影規制を十分 満足しており、春・秋分及び夏至 の時期については更に日影が小 さくなり、周辺の畑地も含め、周 辺環境への影響は小さいものに なると考えております。このた め、独自の目標の設定について は予定しておりません。

36

### 意見書の意見の概要

8.9 動物

番号

\*37 p595 オオタカの事前調査は違法

方法書への意見『…鳥類の調査で「注2)事前踏査において、 対象事業実施区域周辺でオオタカが生息及び繁殖している可 能性が考えられたことから、マニュアルに基づき、1営巣期目 の調査を令和4年2月から8月の期間で先行実施している。」 p259 とあるが、こうした事前調査は環境影響評価法違反であ る。環境影響評価法第31条は、(対象事業の実施の制限) とし て「事業者は、第27条の規定による公告(評価書縦覧)を行 うまでは、対象事業を実施してはならない。」とある。方法書、 準備書、評価書が確定してから、オオタカの調査を開始すべき であり、それまではこの事前調査を中止すべきである。』に対 する見解 60 は『…愛知県環境影響評価条例第 25 条に、評価 書の公告を行うまでは対象事業を実施してはならないとの規 定がありますが、ここでいう「対象事業の実施」とは対象事業 の整備に係る建設工事を指しており、「オオタカの生息状況の 調査」は「対象事業の実施」に含まれません。』とありますが、 「オオタカの生息状況の調査」は「対象事業の実施」に含まれ ません、という解釈について、県の誰に確認したのですか。そ れとも事業者の勝手な解釈なのですか。明文化した文書があ れば示してください。

なお、猛禽類の確認例数として、令和4年、令和5年の各2~8月の調査結果が示され、「オオタカ及びチョウゲンボウ以外の種については、繁殖期を通して繁殖を示唆する行動等は確認されなかった」=「オオタカ及びチョウゲンボウは繁殖を示唆する行動等が確認された」p595とあるため、十分な環境保全措置が必要です。

方法書については、愛知県環境 影響評価審査会において審議い ただいており、知事意見におい て、オオタカを含む猛禽類調査時 期に対する指摘等はありません でした。

都市計画決定権者の見解

なお、愛知県環境影響評価条例 |第2条第1項において、「環境影 響評価」とは、『事業(特定の目的 のために行われる一連の土地の 形状の変更(これと併せて行うし ゅんせつを含む。) 並びに工作物 の新設及び増改築をいう。以下同 じ。)の実施が環境に及ぼす影響 (当該事業の実施後の土地又は 工作物において行われることが 予定される事業活動その他の人 の活動が当該事業の目的に含ま れる場合には、これらの活動に伴 って生ずる影響を含む。以下単に 「環境影響」という。) について環 境の構成要素に係る項目ごとに 調査、予測及び評価を行うととも に、これらを行う過程においてそ |の事業に係る環境の保全のため の措置を検討し、この措置が講じ られた場合における環境影響を 総合的に評価することをいう。』 と定義されております。

また、事業の実施にあたって は、準備書 8-9-40~41、8-11-21 ~22 頁に記載している環境保全 措置を実施します。なお、オオタ カについては対象事業実施区域 内に高利用域及び営巣中心域が 含まれるものの、工事による改変 及び施設の存在に伴う生息環境 の変化はないことから、本事業の 実施による影響はないと評価し ております。また、予測対象種は 準備書 8-9-25 頁に記載している 重要な種等の選定基準に基づき 抽出した重要種としており、チョ ウゲンボウは重要種として選定 されなかったことから、予測対象 種とはしておりません。

なお、調査・予測・評価の結果 及び環境保全措置の内容につい ては、有識者への聞き取りを行っ ており、聞き取り結果の概要は準 備書 8-11-16 頁に記載しておりま す。

### 表1.3(17) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

### 番号 意見書の意見の概要 都市計画決定権者の見解 8.9 動物 \*38 p593 フクロウはやっぱりいた ご指摘いただきありがとうござい 方法書への意見『…有識者への聞き取り結果概要で、 ます。第7章の環境影響評価の項目並 地元研究会会員から「調査範囲周辺でフクロウが営巣し びに調査、予測及び評価の手法につい ていたことがあるため、方法書以降の現地調査の際には て、第8章においてより詳細に記載す 夜間調査を実施すること。」、聞き取り実施日が異なる る構成としております。 (別?の) 地元研究会会員から「調査範囲周辺でフクロ ウが営巣していたことがあるため、12月~1月頃に夜間 調査を実施し、生息状況の把握に努めること。」p260 と 指摘されたのだから、調査方法には、冬季の夜間調査を 明記すべきである。』に対する見解61は『有識者へのヒ アリング結果を踏まえて、鳥類の冬季調査においてフク 38 ロウの夜間調査を実施することとし、実施内容について は、準備書 7-52 頁に記載しました。』とありますが、 準備書 7-52 頁に記載 p306 は「コールバック法(フク ロウを対象とした夜間調査)」だけでわかりにくいで す。」むしろ動物の調査方法・準備書 8-9-9 p589 の 「コールバック法(日没後、あらかじめ録音した音声を CDプレーヤー等で流しながら、調査地域を任意に踏査 し、フクロウの反応を確認した。音声の発信は、繁殖に 関する攪乱を抑制するため、5分程度を2~3回、最大 20 分程度とし、反応があればすぐにとりやめた。)』のほ うがいいのではないですか。 8.14 廃棄物等 \*39 p725 掘削土砂の運搬台数は 工事用車両台数の設定については、 方法書への意見『掘削した土壌は「極力、外部に搬出し プラントメーカーへのヒアリング結 果を基に設定しており、掘削土砂の運 ないようにしますが、具体的には今後検討」では、工事中 搬台数も含めて、工事による影響が最 運搬車両の台数にも影響するので、方法書段階で確定す るまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。』に対 大となる設定としています。また、予 する見解47後半は『工事中の運搬車両台数についても、 測に用いた工事用車両台数について 搬出する土量も含めて設定し、準備書資料編の 1-3 頁に は、準備書資料編(1-3 頁)に記載の 39 記載しました。』とありますが、資料編の 1-3 頁では「騒 とおりであり、台数の内訳までは記載 音・振動の予測時期は、資材等運搬車両等の走行が最大と しておりませんが、土工事の時期につ なる時期とした。」というだけで、「等」の中に掘削土砂運 いては、ピーク日台数で大型車100台 搬が含まれており、何台使用する計画かわかりません。 を想定しています。 また、準備書では工事による残土は 15,700m3 を「適正 処分する p725 とまでは記載してありますが、それが何 台になるかは説明がありません。 8.15 温室効果ガス等 \*40 p738 温室効果ガス削減の程度の根拠を 温室効果ガスの削減の程度につい ストーカ式焼却方式 、シャフト炉式ガス化溶融方式 、 ては、準備書8-15-8頁の表8.15.13(2) 流動床式ガス化溶融方式について「温室効果ガス削減の に記載のとおり、発電による温室効果 40

ガスの削減量を使用する電力等によ

る温室効果ガスの排出量で除算する

ことにより算出しております。

程度は、処理方式により 27.1~35.7%と予測する。」p738

と結論だけがあるが、それぞれの根拠を示してください。